

お客さまにもっとご満足いただけるよう、さまざまな取組みをしています。

見やすく、わかりやすい約款づくりに取り組んでいます。

ご契約の際にお客さまにお渡しする、ご契約内容やご契約後の各種手続き等を記載した約款について、図表や備考の活用、わかりにくい専門用語等のわかりやすい言葉への言い換え、文字の大きさの拡大など、見やすく、わかりやすい約款づくりに取り組んでいます。

※この取組みは、平成19年6月発売の「女性医療保険 才色健美」から実施し、今後ご契約いただく他の商品の約款についても順次展開していく予定です。



旧約款

5年ごと利差配当付限定告知型医療保険普通保険約款

1 保障の開始について (責任開始期)

第1条 責任開始期

① この保険契約の保障は、次の責任開始期に開始します。

保険料と承諾の時期	責任開始期
当社が、保険契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
当社が、第1回保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込みを承諾した場合	被保険者に関する告知(第18条)の時または第1回保険料相当額を受け取った時のいずれか遅い時

② 第①項の当社の責任が開始する日を契約日とし、保険期間はその日から起算します。
 ③ 当社は、保険契約の申込みを承諾したときには、保険証券を発行します。

2 給付金の支払いについて

第2条 災害入院給付金および疾病入院給付金の支払い

① 当社は、次表に定めるところによって災害入院給付金および疾病入院給付金を支払います。

種別	支払事由(支払する場合)	給付金額	受取人	免責事由(「支払事由」に該当しても給付金を支払わない場合)
				いづれかの事由によって被

第2条 備考

① 「入院」とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。)が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、備考②の病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

② 第1条の規定により当社の責任が開始する時をいいます。復活が行なわれた場合は、第14条の規定により責任が開始する時をいいます。

③ 美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療を伴わない人間ドック検査など(災害入院給付金対象とした入院)

●文字を大きく見やすく
文字の大きさを拡大し、見やすくしています。

●見出しや図表を積極的に活用
必要な情報を簡単に見つけ出せるとともに、一読して内容がわかるようにしています。

●専門用語をわかりやすく
わかりやすい言葉への言い換えや説明を充実させています。

〈改訂前〉 〈改訂後〉
(例) 責任開始期 → 保障の開始について

●備考を使って本文をシンプルに
備考を使うことによって、本文をシンプルに読みやすくしています。



「消費者モニター制度」を新設しました。

お客さま向けの手続書類や商品パンフレット、各種情報提供資料、各種手続き時におけるお客さまサービスについて、消費者関連の有資格者や消費者関連団体等からの意見・アドバイスを受ける「消費者モニター制度」を平成20年5月に新設しました。

広くお客さまのご意見を経営に反映していくために

「お客さま懇談会」を開催しています。

ご契約者のみなさまからご意見やご要望を広くうかがうため、ご契約者の代表として選出された総代によって構成される総代会に加え、毎年全国で「お客さま懇談会」を開催しています。平成19年度は、総代を含め、合計2,060人のご契約者にご出席いただきました。ご意見やご要望については、総代会等に報告するとともに、改善が必要な事項は各担当部署で検討し、経営に反映させるよう努めています。

なお、総代会については、平成18年7月から立候補制を導入した運営をしています。



大切なご契約内容をよりご理解いただくために

「ご契約内容のお知らせ」をお送りしています。

「明治安田生命からのお知らせ(ご契約内容のお知らせ)」を、年1回ご契約者のみなさまへお送りし、ご契約内容などをお知らせしています。



「ハッピーレポート」をお届けしています。

「ライフアカウント L.A.」にご加入のご契約者のみなさまに、保障内容や積立金額などをわかりやすく記載した「ハッピーレポート(年次報告書)」をお届けしています。

